

条例素案の検討結果（第10回検討委）

○前文

- ・説明の下から2行目「『市民による自治』のカタログ」を「『市民による自治』を実現するための指針」に修正する。

○第2章：市民主体のまちづくり

※第8条（市民の参加の機会の保障）

- ・2項の「これを行政の運営に」を「これを市政の運営に」に修正する。
- ・説明の下から5行目「有用なものについては行政の運営に」を「有用なものについては市政の運営に」に修正する。

※第14条（地域活動団体）

- ・説明の上から4行目「NPOや行政にはない特徴」を「NPOや行政にはない特長」に修正する。
- ・説明の下から4行目「あらゆる世代」を「あらゆる住民」に修正する。

※第15条（非営利活動団体）

- ・説明の上から4行目「地域活動団体や行政にはない特徴」を「地域活動団体や行政にはない特長」に修正する。